

平成25年3月 4日 開会  
平成25年3月15日 閉会  
(定例第2回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 5 5 号

平成 2 5 年第 2 回大山町議定例会を次のとおり招集する

平成 2 5 年 2 月 2 8 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 2 5 年 3 月 4 日 午前 1 0 時  
2 場 所 大山町役場議場

---

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美 智 恵	岩 井 美 保 子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
椎 木 学	鹿 島 功
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第2回 大山町議会定例会会議録（第1日）

平成25年3月4日（月曜日）

---

### 議事日程

平成25年3月4日 午前10時 開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第5 議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 議案第9号 大山町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の制定について

日程第7 議案第10号 大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第11号 大山町指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の制定について

日程第9 議案第12号 大山町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

日程第10 議案第13号 大山町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第14号 大山町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

日程第12 議案第15号 大山町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

日程第13 議案第16号 大山町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

- 日程第 14 議案第 17 号 大山町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 18 号 浜ノ上第二駐車場条例の制定について
- 日程第 16 議案第 19 号 大山町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 17 議案第 20 号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 21 号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 22 号 大山町公共下水道事業大山処理区域受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 23 号 大山町公共下水道事業逢坂処理区域・名和处理区域・中高所子処理区域受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 24 号 大山町地下水保全条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 25 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 23 議案第 26 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 24 議案第 27 号 平成 25 年度大山町一般会計予算
- 日程第 25 議案第 28 号 平成 25 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 26 議案第 29 号 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 30 号 平成 25 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 28 議案第 31 号 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 32 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算
- 日程第 30 議案第 33 号 平成 25 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 34 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 32 議案第 35 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 33 議案第 36 号 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 34 議案第 37 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 35 議案第 38 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 39 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 40 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 41 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 42 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 43 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計予算

- 日程第 41 議案第 44 号 平成 25 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 42 議案第 45 号 平成 24 年度大山町一般会計補正予算 (第 10 号)
- 日程第 43 議案第 46 号 平成 24 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 44 議案第 47 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 45 議案第 48 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 46 議案第 49 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 47 議案第 50 号 平成 24 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算  
(第 5 号)
- 日程第 48 議案第 51 号 平成 24 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 49 議案第 52 号 平成 24 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 50 議案第 53 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 51 議案第 54 号 平成 24 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 52 議案第 55 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 53 議案第 56 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 54 議案第 57 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 55 議案第 58 号 平成 24 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 56 議案第 59 号 平成 24 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

**出席議員 (17名)**

1 番 竹 口 大 紀

2 番 米 本 隆 記

3 番 大 森 正 治

4 番 杉 谷 洋 一

5番 野口昌作  
7番 近藤大介  
9番 吉原美智恵  
12番 足立敏雄(1時～欠席)  
14番 岡田 聰  
16番 鹿島 功  
18番 野口俊明  
6番 池田満正  
8番 西尾寿博  
11番 諸遊壊司  
13番 小原力三  
15番 椎木 学  
17番 西山富三郎

---

欠席議員(1名)

10番 岩井美保子

---

事務局出席職員職氏名

局長 ……………諸遊雅照 書記 ……………中井晶義

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森田増範 教育長 ……………山根 浩  
副町長 ……………小西正記  
教育次長兼学校教育課長 ……………齋藤 匠  
総務課長 ……………酒嶋 宏 社会教育課長 ……………手島千津夫  
中山支所総合窓口課長 杉本美鈴 幼児教育課長 ……………林原幸雄  
大山支所総合窓口課長 門脇英之 企画情報課長 ……………野間一成  
税務課長 ……………小谷正寿 建設課長 ……………池本義親  
農林水産課長兼農業委員会事務局長 ……………山下一郎  
水道課長 ……………野坂友晴 福祉介護課長 ……………戸野隆弘  
観光商工課長 ……………福留弘明 保健課長 ……………後藤英紀  
観光商工課参事 ……………齋藤 淳 人権推進課長…………澤田 勝  
企画情報課参事兼未来づくり戦略室長 ……………赤井久宣  
地籍調査課長 ……………種田順治 住民生活課長 ……………森田典子  
代表監査委員…………松本正博

---

午前10時 開会

○局長(諸遊 雅照君) みなさん、おはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

## 開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） ただいまの出席議員は 17 人です。

定足数に達しておりますので、平成 25 年第 2 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから、議長及び町長の諸般の報告のあと、町長から本定例会に提出されました各議案に対します提案理由の説明を受けますが、日程第 42、議案第 45 号 平成 24 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）から、日程第 56、議案第 59 号 平成 24 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 15 議案については、本日質疑、討論、採決まで行いますので、よろしくお願いいたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番 大森 正治君、4番 杉谷 洋一君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 15 日までの 12 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 15 日までの 12 日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告について

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

12 月定例会において可決された意見書は、12 月 27 日に関係方面へ提出いたしま

した。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から、政務報告の申し出があります。これを許します。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日からの3月定例議会どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは政務報告をさせていただきます。12月定例議会以降におけますところの各種事務事業の取組みの状況につきまして、主なものを報告をさせていただきます。

まず総務課関係でございます。

まず区長会の開催について、1月13日日曜日に25年初区長会を開催いたしました。町内10ブロックのブロック会長、中山・名和・大山の各地区会長を決定していただき、さらに区長会長に大山地区の榮正男さんを互選いただいたところでございます。

自主防災組織による地域ぐるみの取組の強化や、今年実施されます選挙に対する協力をお願い、またまちづくり地区会議の活動などの取組みを中心に説明をさせていただきました。ご理解とご協力をお願いいたしましたところでございます。

次に、企画情報課関係であります。

スマイル大山号についてでございます。平成24年4月2日に運行を開始いたしました「スマイル大山号」、これまで大きな運行のトラブルもなく、順調な運行を継続しております。利用者の方々は、これまで公共交通機関のなかった集落からの利用も含めまして、平成25年2月16日現在におきまして942人の方々に利用の登録を頂いて、6,341人の方々のご利用を頂いているところでございます。

またこの間、スマイル大山号は、地域密着の公共交通機関として定着するべく、利用者のご意見などに基づきまして、ダイヤ改正や目的地の追加を実施してまいりました。さらに集落の要望に基づきまして、乗降場所の追加、あるいは変更を適宜実施いたしましたところであります。

今後、必要に応じた修正を適宜行っていき、利用者の方々に寄り添う公共交通を目指してまいりたいと考えております。

次に、人権推進課関係であります。1点目に平成24年度大山町みんなの人権セミナーについてであります。同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解



と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、実践活動に向けた資質の育成向上を図ること、これを目的として、町民の方々及び町内事業所勤務者を対象に7回実施をいたしました。延べ参加人数が391名となっております。

2点目に平成24年度人権・同和問題小地域懇談会の実施についてでございます。今年の小地域懇談会は「地域づくりの要は、良好な人間関係」これをテーマにして、お互いの人格を尊重しあうことを基盤に、地域内の人間関係は切っても切れない関係にある事。日々の暮らしの中の人間関係について見直し、一人ひとりが「人権尊重のまちづくり」、この担い手として考え行動していく事を目的として実施いたしました。167集落のうち160集落で実施をいたしまして、1,180人の参加をいただきました。

次に住民生活課関係であります。

1点目に、大山町環境審議会の開催についてであります。2月13日第1回目の環境審議会を開催し、環境保全に関する調査・審議の内容について確認を行いました。今後は、諮問に応じた調査・審議などを行っていただきます。

2点目に、焼却施設修繕工事についてであります。名和クリーンセンター焼却炉耐火物等修繕工事を、内海プラント株式会社が請負、施工中でございます。

続きまして福祉介護課関係であります。

小地域保健福祉活動の推進についてでございます。福祉介護課と保健課及び町の社会福祉協議会が連携をして、助け合い、支え合いと、健康で生きがいのある地域づくりを進めているところでございます。その施策として昨年度から、「小地域保健福祉活動支援事業」を実施をいたしております。今年度は、51の活動集落、グループがございます。この活動をさらに広めていただけるよう、2月10日日曜日に、各集落の保健推進員と福祉推進員の合同研修会を開催いたしました。さらに研修会には、民生児童委員も加わっていただき、207名の委員さんの出席をいただき、廿日市の市の社会福祉協議会蛸江紀雄会長の講演と、またこの事業に取り組んでいただいておりますところの町内の二つの集落の事例発表があり、地域での支え合いの大切さと、事業についての理解を深めていただいたところでございます。

続きまして、保健課関係であります。

1点目に食育推進計画の中間評価についてであります。平成22年度から26年度までの5年間の計画期間とした食育推進計画は、本年度が中間年にあたります。これまで2年間の成果と課題を把握し、今後の推進施策の基礎資料とするために、中間評価アンケートを昨年9月に実施いたしました。

アンケートは小学生から70歳代の方までの1,920名の方にご回答いただいたと

ころであります。

計画では、「朝食をバランスよく食べる人の割合の増加」など 17 項目の評価指標があり、今回の集計結果では、目標を達成しているもの、改善傾向にある指標が 6 割以上を占めました。しかし、目標を下回っているものもございますので、この目標達成に向けて対策を講じてまいりたいと存じます。

2 点目に、食生活改善推進員の養成についてであります。

食生活改善推進員さんは、家庭や地域に向けて食と健康に関する正しい知識を伝えていく重要な役割を担っていただいております。本町では現在 425 人の方がご活躍中であります。町では毎年、食生活改善推進員養成講座を開講して、新しい推進員さんを養成しており、今年度は男性 1 人、そして女性の方々を含む 13 人が受講され、1 月 22 日に全員に修了証書をお渡しいたしましたところであります。

今後、新しい推進員さんを含め、地域での食生活改善や食育推進の担い手としてのご活躍を期待するところであります。

3 点目に、女性の健康力アップ教室についてであります。この教室は、鳥取大学医学部保健学科との連携によりまして、更年期を健康に乗り切っていただくことを目的に、昨年の 6 月から 4 回開講いたしました。教室には 40 代から 50 代の女性 57 名の方が参加され、更年期障害や生活習慣病について知識を学んでいただくとともに、食事や運動、リラクゼーションについて体験しながら身につけていただきました。

また、教室に参加された方に、今年度の学びを振り返っていただくためのフォロー教室も行い、皆様からは大変好評を得ることができました。

次に、農林水産課関係であります。

1 点目に、しっかり守る農林基盤交付金事業についてであります。町内を 6 工区に分け、水路の改修、暗渠排水、農道改修等の工事を実施し 4 箇所は完成、残る 2 箇所につきましては、現在施工中であります。

2 点目に大雨による災害復旧事業についてであります。昨年の 8 月と 9 月の大雨にかかる災害復旧工事 3 件でございますが、これを 1 月末に発注し、現在施工中であります。

3 点目に、耕作放棄地対策についてであります。本年度の耕作放棄地再生利用推進事業では、4.93 ヘクタールの農地を再生をし、平成 20 年度からのモデル事業を含めると 81.2 ヘクタールとなりました。再生地はブロッコリー、飼料作物、芝等の作付けをしていただいております。担い手農家や新規就農者に活用されているところでもあります。

次に 4 点目といたしまして、畜産関係臭気対策事業についてであります。本年

度 5 箇所の農場で、兵庫県養父市の下水道処理水（活性水）を活用した実証試験を実施をいたしております。

尿溜槽、堆肥舎及び豚舎へ全面撒布した所での発生の臭気濃度測定の結果、実施前より低下している傾向がみられ、モデル事業に取り組んで頂いた農家の皆さんも臭いが少なくなった、ハエも例年より少なくなった等の感想をいただいております。一定の効果があったものと評価をいたしているところでございます。

しかしながら、今年度は、半年間という短い期間での試験でございまして、引き続き実証試験を行いたいと考えております。

次に、建設課関係であります。

1 点目に、社会資本整備総合交付金事業についてであります。まず道路改良工事は 5 件が完了し、7 件を請負施工中であります。また町営住宅改修工事 1 件を請負施工中であります。

2 点目に、町単独維持工事についてであります。本工事は 5 件が完了し、現在 2 件を請負施工中であります。

3 点目に交通安全施設整備事業についてであります。交通安全防護柵設置工事は 2 件が完了し、現在 1 件を請負施工中であります。

4 点目に災害復旧事業についてであります。平成 24 年度に繰越をいたしました災害復旧工事 26 件は全て完了をいたしました。

次に水道課関係であります。

水道管移転補償工事についてでございます。山陰道建設に伴う水道管移転補償工事を、中山地内におきまして 3 件発注しておりましたが、2 件終了し現在 1 社が請負施工中であります。

次に、観光商工課関係であります。

1 点目に、スキー場の営業の状況についてであります。だいせんホワイトリゾートとして 3 年目となりました今シーズンは、安定した積雪に恵まれたことに併せ、新しい企画商品の展開、あるいはキッズエリアの拡充、中の原エリアへの最新の人工降雪設備の設置など積極的な営業展開が奏功してございまして、今のところ前年の 10% 増しのお客様にお越しいただいてございまして、今後例年並みの積雪が継続していくとすれば、久しぶりとなりますところの入り込み客数 20 万人を超える状況にございます。

2 点目に、大山町企業連絡会研修会の実施についてであります。町内進出企業 16 社により組織しております大山町企業連絡会の研修会が 2 月 8 日に行なわれました。この日は鳥取県産業振興機構の支援制度を中心に、厳しい経営環境を乗り切るための意見交換が活発に行われました。

次に、地籍調査課関係であります。

大山町中山、そして大山地区地籍調査事業についてであります。まず中山地区につきまして、平成 24 年度新規地区として田中及び御崎の各一部の現地調査をほぼ終わりました。御崎、下甲、田中及び赤坂の各一部の本閲覧を終わり、県に認証請求中でございます。

また大山地区につきまして、平成 24 年度新規地区赤松の一部の現地調査をほぼ終わりました。赤松の一部中楨原の本閲覧を終わり、県に認証請求中でございます。

続きまして社会教育課関係であります。

1 点目に、大山町成人式についてであります。平成 25 年大山町成人式を 1 月 3 日に開催をいたしました。平成 4 年 4 月 4 日から平成 5 年 4 月 1 日に生まれた 168 名の対象者のうち 142 名の出席を得て、来賓の皆様とともに新成人の門出をお祝いをいたしましたところであります。

今年は 7 名の成人式実行委員が中心となって式典後の交流会等を運営して、新成人の「二十歳の抱負」や中学時代の恩師からの「励ましの言葉」、本年開催の全国植樹祭にちなんだ記念植樹などの企画で、思い出に残る楽しいひと時を過ごしていただいたところであります。

2 点目に、沖縄嘉手納町・大山町人材育成交流事業についてであります。

1 月 29 日から 3 泊 4 日の日程で、嘉手納町から男女 8 名ずつ 16 名の児童と引率者 3 名が来町されました。

町内の 8 家庭に民泊家庭として受け入れをしていただきながら、大山でのスキー交流はもとより、大山小学校を訪問してのエイサー披露や、雪合戦・そりの初体験など、大山町の魅力をいっぱい感じていただく交流ができたところであります。

3 点目に、生涯学習大会並びに本のあるまちづくり大会についてであります。2 月 3 日、保健福祉センターなわを会場に「第 8 回大山町生涯学習大会並びに第 6 回本のあるまちづくり大会」を開催して、約 500 人の方々に参加をいただきました。午前中は、「百人一首大会」と「わらべうたとおはなしの会」を、また午後からは、食育を主題としたコンサートとパネルディスカッションを行い、大人も子どもも楽しく学んでいただきました。

4 点目に、国体記念スキー大会の開催についてであります。第 41 回になります国体記念スキー大会を 2 月 15 日に大山ホワイトリゾートで開催をいたしました。

幼児から中学生を対象としたジャイアントスラローム、クロスカントリーの 2 つの種目に、合計で 178 名のエントリーがあり、熱戦が開催されたところであり

ます。

最後に、徴収金の関係であります。

未収金の縮減に向けて、現年度分・過年度分あわせて電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分によります徴収に取り組んでいるところであります。今年度これまで実施しました法的処分の主なものは、税金の差押 17 件、執行停止 29 件、水道の給水停止 16 件、給水停止予告が 131 件等でございます。

なお、徴収の実績は、別添一覧表のとおりでございますし、各課の取り組みにつきましては記しておりますので目を通していただきたいと存じます。

以上で政務報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第7号から日程第23 議案26号

○議長（野口 俊明君） 日程第4、議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第23、議案第26号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定についてまで、計20件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、国において、平成24年6月27日公布、平成25年4月1日施行される地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律に伴い、関係条例の整理をおこなうものでございます。

主な内容は、本改正に伴い題名が改正となる「障害者自立支援法」の引用箇所等について改正するものでございます。

施行日は、平成25年4月1日といたしております。以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、国において公布された第1次及び第2次地域主権改革一括法による各法律改正に伴って、その法律を引用する4つの条例について所要の改正を行うものであります。

まず、第1条の「大山町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の一部改正につきましては、これまでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体から国への寄付等が制限されておりましたが、この度その制限が無くなったことから国への寄付等について、それを可能にするための改正を行うものであります。

次に、第2条の「大山町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例」の一部改正につきましては、土地改良法の一部改正により、当該法令を引用する条項の整理を行うものであります。

第3条の「大山町公共下水道設置条例」の一部改正につきましては、下水道法の一部改正により、国土交通大臣の認可制が廃止され、知事への報告で足りるとされたことによる改正であります。

最後の第4条「大山町公共下水道条例」の一部改正であります。同じく下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理方法について、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことにより、該当の条文を追加する旨の改正を行います。

この条例は、公布の日から施行することといたしております。以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第9号 大山町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の制定についてでございます。提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律」による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正によりまして平成24年4月1日から市町村が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を当該市町村の条例で定めることとされたことに伴い、新たに制定するものでございます。

現在本町で該当する施設は名和クリーンセンター及び休止中の中山清掃センターであります。これまでも環境省令において定められた資格を有する者により、技術上適正な維持管理業務が行われていることから、本町独自でこれと異なる資格の追加は不要と考えられ、現行の環境省令を基準とした内容といたしております。

経過措置期間は1年であり、平成25年4月1日から施行することといたしております。

これで、議案第 9 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 10 号 大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務付け枠付けを見直すという趣旨を踏まえた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定されました。

これに伴い、これまで介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護サービスに係る基準については、条例で定めることとなったため、本条例を制定するものでございます。

今回の条例の制定にあたりましては、大山町の実情に国の基準と異なる内容を定めるほどの特段の事情がないものと判断して、従来の国の基準とほぼ同様の基準といたしているところであります。

なお、施行日は平成 25 年 4 月 1 日といたしております。これで、議案第 10 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 11 号 大山町指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」これの制定に伴い、これまで介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護予防サービスに係る基準につきましては、条例で定めることとなったため、本条例を制定するものであります。

条例の制定にあたりましては、従来の国の基準とほぼ同様の基準としております。

なお、施行日は平成 25 年 4 月 1 日といたしております。これで、議案第 11 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 12 号 大山町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、国の第二次地域主権改革一括法によります水道法の改正により、これまで水道法施行令で定められてきた、布設工事監督者を配置する工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格について、水道事業者が地方公共団体である場合には、その地方公共団体が水道法施行令を参酌して条例で定めることと

されたことにより、新たに当該条例を制定するものであります。

この条例で定めます基準につきましては、参酌しております水道法施行令と同様のものにしており、この条例の施行日は平成25年4月1日といたしております。

以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第13号 大山町道路構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

本案は、第1次地域主権一括法の施行による「道路法」が改正されたことにより、これまで国が一律で定めていた市町村道の道路構造の一般的技術的基準については、「道路構造令」で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされたため、新たに本条例を制定するものでございます。

条例に定める内容でございますが、幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設、交差又は接続、待避所、横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設についての基準を規定をいたしており、「道路構造令」に定める基準値等は、参酌しています命令と同様のものにいたしております。

本条例の施行日は、平成25年4月1日といたしておるところであります。

これで、議案第13号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第14号 大山町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてであります。

本案は、第1次地域主権一括法の施行による「道路法」が改正されたことにより、これまで国の基準で定められていた町道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について、「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」を参酌して道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとされたため、新たに本条例を制定するものでございます。

この条例で定めます道路標識の寸法につきましては、参酌しています命令と同様のものにいたしております。

本条例の施行日は、平成25年4月1日といたしております。

これで、議案第14号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第15号 大山町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本案は、第2次地域主権一括法の施行による、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正により、これまで国が定めていた移動等円滑化のために必要な特定道路の構造について、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」で定める基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされました。



本町におきましては、特定道路管理者ではありませんが、同法によりその他特定道路以外の道路につきましても、同様の基準を適合させる努力義務が定められておりますので、新たに本条例を制定するものでございます。

条例に定める内容でございますが、歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場、その他必要な施設における道路構造に関する基準を規定しており、参酌すべき省令と同様の基準を設けるものといたしております。

本条例の施行日は、平成 25 年 4 月 1 日といたしております。

これで、議案第 15 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 16 号 大山町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、第 1 次地域主権一括法の施行による「河川法」が改正されたことにより、これまで国が一律で定めていた準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術基準を「河川管理施設等構造令」を参酌して河川管理者である地方公共団体の条例で定めることとされたため、新たに本条例を制定するものでございます。

この条例に定める内容でございますが、堤防、床止め、堰、水門及び樋門、橋、伏せ越し等の基準を規定しており、参酌すべき政令と同様の基準を設けるものといたしております。

本条例の施行日は、平成 25 年 4 月 1 日といたしております。

これで、議案第 16 号の提案理由の説明を終わります。

つづきまして議案第 17 号 大山町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、第 1 次地域主権一括法による公営住宅法の改正により、事業主体が省令を定めることとされたことにより、新たに本条例を制定するものであります。

この条例で定めます内容につきましては、「良好な居住環境への考慮」「建設及び維持管理に要する費用の縮減」「防火、避難、防犯のための適切な措置」「1 戸当たりの床面積」などの項目につきまして規定しており、参酌しております省令と同様のものにいたしております。

この条例の施行日は、平成 25 年 4 月 1 日といたしております。

以上で議案第 17 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 18 号 浜ノ上第二駐車場条例の制定についてであります。

本案は、町営住宅として管理を行なっておりました、浜の上第二団地の土地・建物につきまして払下げ入居者への譲渡を行なっておりますが、駐車場につきましては従前どおり、町有財産として管理を行なう事となりましたので、駐車場使

用料の徴収等の規定について本条例を制定するものであります。

本条例の施行日は、平成 25 年 4 月 1 日といたしております。

以上で議案第 18 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 19 号 大山町暴力団排除条例の制定についてであります。

本案は、暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、町や町民等の役割を明らかにすること等により、暴力団の排除を推進し、安全で平穏な町民生活の確保及び本町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定しようとするものでございます。

主な制定内容であります。1 点目が暴力団の排除に向けた活動を推進するための基本理念、2 点目が暴力団排除の推進に当たっての町及び町民等の役割、3 点目が町の事務及び事業から暴力団を排除するために必要な措置を講ずること、4 点目が町民等による暴力団排除のための活動に対して町が支援を行うこと、5 点目が暴力団排除に向けた広報及び啓発について、そして 6 点目が青少年に対する暴力団排除に関する指導・助言についてでございます。

施行日は、平成 25 年 4 月 1 日といたしております。

以上で、議案第 19 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 20 号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第 1 次地域主権一括法により、各自治体で省令を定めることとされたことにより、本条例を制定するもの及び町営住宅の地番変更並びに、町営住宅払下げにともない、管理戸数を改正するものであります。

本条例の施行日は、平成 25 年 4 月 1 日といたしております。

以上で議案第 20 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 21 号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、現在、農業集落排水事業に必要な費用に充てるため、受益者から分担金を徴収するようしておりますが、返還についての規定が無いため、このたび公共ます設置後の分担金の返還はしないことを、明文化するものであります。

以上で議案第 21 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 22 号 大山町公共下水道事業大山処理区域受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、現在、公共下水道事業に必要な費用に充てるため、受益者から分担金を徴収するよういたしておりますが、返還についての規定が無いため、このたび公共ます設置後の分担金の返還はしないことを、明文化するものであります。

以上で議案第 22 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 23 号 大山町公共下水道事業逢坂処理区域・名和处理区域・中高所子処理区域受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は現在、公共下水道事業に必要な費用に充てるため、受益者から分担金を徴収するようにいたしておりますが、返還についての規定が無いため、このたび公共ます設置後の分担金の返還はしないことを、明文化するものであります。

以上で議案第 23 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 24 号 大山町地下水保全条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、鳥取県において「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」を制定し、本年 4 月から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

この条例におきましては、すでに地下水保全等に係る条例を有する自治体でこの地下水の採取について条例の適用を除外いたしているところですが、地下水の採取量及び井戸使用状況等につきましては、大山町地下水保全条例に基づく採取者からの報告を受け、町が資料として県に提供を行うこととなっております。

改正の主な内容といたしましては、許可対象井戸の要件等の見直し並びに地下水の採取量及び井戸使用状況等の報告の規定等について、県への採取量の報告基準であります揚水機の吐出口の断面積 14 平方センチメートルを超えるものに改めるなど県条例との整合性を図るものでございます。

これで議案第 24 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 25 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

本案は、平成 24 年 9 月大山町議会定例会において変更議決をいただきました大山町過疎地域自立促進計画の事業計画のうち、事業の追加が生じたため、計画の一部を変更するものであります。

変更内容は、まちづくり地区会議及び地域自主組織の活動を支援する住民自治組織育成を強化するなどの事業を追加するものであります。

以上で、議案第 25 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 26 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

本案は、豊房辺地内にあります大山町向原集落と汗入農免農道を結ぶ町道蔵岡向原線の道路幅員等の拡張を行い、当該地域における交通利便性の向上と道路利

用者の安全確保を図るものであります。

なお、計画期間は、平成 25 年度、平成 26 年度の 2 ヶ年とし、総事業費は 1 千万円で、その財源内訳は、国庫補助金 650 万円と一般財源 350 万円であり、この一般財源 350 万円のうち 340 万円は辺地対策事業債で充当する予定であります。

また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の 80%を普通交付税の算定に算入することとなっております、残りの 20%が町費分となります。

以上で、議案第 26 号の提案理由の説明を終わります。

---

○議長（野口 俊明君） 日程第 27 に入ります前にここで休憩をいたします。再開は 11 時 10 分といたします。休憩します。

午前 10 時 59 分 休憩

---

午前 11 時 10 分 再開

（小谷税務課長 退席）

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

〔「議長、企画情報課長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 野間企画情報課課長。

○企画情報課長（野間 一成君） 先ほどの提案理由の中で、議案第 26 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定の提案理由のなかで、一般財源のうちの辺地対策事業債の充当額を 340 万というふうに説明いたしましたけれども、議案書のとおり 350 万でございます。大変失礼いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 野間企画情報課課長。

○企画情報課長（野間 一成君） 発言の訂正をさせていただきたいと思っております。内容はさっきのとおりでございます。

○議長（野口 俊明君） ただいま野間企画情報課課長より説明がありました件につきまして発言訂正を許可していいかお諮りいたします。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） はい、発言訂正の件につきましては、許可することいたします。

---

日程第 24 議案第 27 号から日程第 41 議案第 44 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 24、議案第 27 号 平成 25 年度大山町一般会計予算から、日程第 41、議案第 44 号 平成 25 年度大山町水道事業会計予算まで、計

18 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは議案第 27 号 平成 25 年度大山町一般会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

第 1 条で、平成 25 年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出 99 億 3,000 万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることといたしております。

予算総額は、24 年度予算と比較して、額にして 3 億 2,000 万円の増、率にして 3.3%の増であります。特にこれは、後ほどご説明申し上げますが、民生費の名和地区拠点保育所整備の管理費、工事費として約 6 億円の予算を計上している関係もございます。

それでは次に、第 2 条では、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」によることといたしております。

第 3 条では、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 3 表 地方債」によることといたしております。

第 4 条では、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 10 億円と定めております。

第 5 条では、歳出予算の流用について、定めております。

それでは平成 25 年度一般会計予算の特徴的なものとしたしましては、歳入におきましては、扶養控除の廃止に伴う町民税は増に比べ、景気の減退による法人税の減、平成 24 年度の評価替や新築家屋の減、滅失家屋の増等に伴う固定資産税の減などにより、町税収入総額は前年度に比べ 5,484 万 1,000 円減額の 14 億 1,045 万 4,000 円を計上していること、地方交付税は前年度に比べ 1 億 2,000 万円減額の 49 億 3,000 万円を見込んでいること、これらの収入減の見込みに伴い財政調整基金を 6 年ぶりに 1 億 5,000 万円取り崩しを行っていることであります。

歳出におきましての、特徴的なものとしたしましては、民生費の児童福祉費の保育所整備費で名和地区拠点保育所整備の監理委託、工事等として 5 億 9,497 万 9,000 円を計上いたしております。

農林水産業費の農業施設運営費でだいせん農村環境改善センター空調設備改修工事として 3,780 万円を計上いたしております。

土木費の道路新設改良費で、継続事業の施工と合わせて、社会資本整備交付金等を活用して一の谷赤松線、坊領向原線など 12 路線の測量設計や一部用地取得を行い、計画的な道路網整備に取り組む予定であります。

消防費では土砂災害、洪水、地震に関するハザードマップ作成委託料 998 万 5,000 円を計上いたしております。

教育費では、不登校児童生徒対応施設教育支援センター寺子屋の運営経費 270 万 3,000 円、小・中学校費として 2 億 3,762 万 1,000 円、退休寺地区の遺跡本調査経費として 678 万 5,000 円など、家庭・地域・学校が一体となって児童・生徒の学力向上などに取り組む予定であります。

公債費は、13 億 6,959 万 3,000 円を計上いたしております。元金償還金が 12 億 617 万 3,000 円、償還金利子が 1 億 6,317 万円であります。

予備費は、1,300 万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。

給与費につきましては、事項別明細書の 227 ページ・228 ページになりますが、特別職が 1 億 8,012 万 6,000 円、一般職が給料、職員手当、共済費合わせまして 15 億 7,536 万 3,000 円計上いたしております。

以上で、議案 27 号の提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付しておりますところの予算の概要につきましてもご覧いただければと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第 28 号 平成 25 年度大山町土地取得特別会計予算についてであります。

第 1 条におきまして歳入歳出予算の総額は、それぞれ 20 万円と定めております。歳入につきましてもご説明を申し上げます。

第 5 款財産収入では、第 5 項財産運用収入で土地開発基金利子 19 万 8,000 円を、第 15 款繰越金では、第 5 項繰越金で 1,000 円、第 20 款諸収入では、第 5 項町預金利子で 1,000 円をそれぞれ計上いたしております。

次に歳出につきましてもご説明を申し上げます。

第 10 款諸支出金の第 5 項公有財産取得費で、土地開発基金繰出金 20 万円を計上いたしております。

以上で議案第 28 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 29 号 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

第 1 条につきまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1,622 万 8,000 円と定めています。

まず、歳入の主なものは、第 5 款県支出金第 5 項県補助金 10 万 2,000 円、第 20

款諸収入第 10 項貸付金元利収入 1,607 万 8,000 円であります。

つぎに、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費第 5 項総務管理費 502 万 5,000 円の主なものは、一般会計への繰出金であります。第 10 款公債費第 5 項公債費 1,120 万 3,000 円は、起債の元利償還金であります。

以上で、議案第 29 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 30 号 平成 25 年度大山町開拓専用水道特別会計予算についてであります。

本案は、大山町が管理する開拓専用水道の維持管理に要する歳入、歳出予算を計上いたしております。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,051 万 7,000 円と定めております。

内容につきまして歳入からご説明申し上げます。

第 5 款管理収入の 1,013 万 2,000 円は、計量給水料を計上いたしております。第 10 款使用料及び手数料の 1,000 円は、工事検査手数料、第 15 款財産収入の 1 万 2,000 円は、開拓専用水道施設整備基金利子であります。第 20 款寄付金 20 万円は、開拓専用水道加入寄付金であります。第 30 款諸収入の 17 万 1,000 円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費の 951 万 7,000 円は、施設管理に要する経費や消費税等を計上いたしております。第 90 款予備費の 100 万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第 30 号の説明を終わります。

続きまして議案第 31 号 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計予算についてであります。

本案は、情報通信設備を中海テレビ放送に貸付けて放送通信サービスを提供する事業に関し、貸付収入や、施設の維持管理、借入金の返済等を主に計上した予算であります。平成 25 年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 3 億 4,553 万 7,000 円と定めております。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金 30 万円は、新規引き込み工事の負担金を見込んでおります。第 10 款使用料は、主に空き芯線の使用料で 27 万 9,000 円を計上いたしております。第 15 款財産収入は、主に情報通信設備の貸付料で、4,029 万円を計上いたしております。第 20 款繰入金は、人件費分及び公債費相当分そして事業経費分を一般会計から繰入するものでございまして、3 億 135 万 1,000 円を計上いたし

ております。第 30 款諸収入は、主に電柱支障移転の工事補償金で 331 万 7,000 円を計上いたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 1 億 1,615 万 5,000 円の主なものは、伝送路等の修繕料 270 万円、施設保守委託料 5,402 万 4,000 円、共架電柱等の使用料及び賃借料 2,105 万 3,000 円、電柱支障移転に係る工事費 1,000 万円、職員の人件費などございまして、施設の維持管理に必要な経費であります。第 10 款公債費 2 億 2,928 万 2,000 円は、情報通信施設整備に係る町債の元金償還金 2 億 1,430 万 4,000 円と償還金利子 1,497 万 8,000 円であります。予備費は、不測の事態に対処するための財源として 10 万円を計上いたしております。

以上で議案第 31 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 32 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

かねてより大規模改修整備を行ってまいりました大山町地域休養施設もいよいよ平成 25 年度からは「大山町夕陽の丘神田」として指定管理者によります運営を行い再出発をいたしてまいります。本会計は、本施設を適切に管理運営するための諸費用を計上させていただくものであります。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,812 万 6,000 円と定めております。これは前年度地域休養施設特別会計に比べまして 4,147 万円の減となっております。

まず、歳入の主なものは、第 10 款第 5 項一般会計繰入金 1,752 万 4,000 円であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款の一般管理費 1,506 万 9,000 円の主なものは、鳥取県フットボールセンターとして必要となります指導員人件費約 306 万円、二日間のオープニングイベント実施に係る経費 299 万円、初年度指定管理料の上限として 850 万円などあります。

あわせまして平成 25 年度から平成 29 年度までの 4 年間分の指定管理料の支出限度額といたしまして 2,100 万円の債務負担行為の議決をお願いいたしているところであります。

以上で、議案第 32 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 33 号 平成 25 年度大山町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、大山町が管理する簡易水道の維持管理に要する歳入歳出予算を計上い



たしております。

第 1 条では、平成 25 年度大山町簡易水道の歳入歳出予算をそれぞれ 706 万 1,000 円と定めております。

内容につきまして歳入からご説明申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金の 10 万 5,000 円は、水道工事負担金であります。第 10 款使用料及び手数料の 268 万 1,000 円は、水道使用料であります。第 20 款繰入金 427 万 2,000 円は、一般会計繰入金であります。第 30 款諸収入の 2,000 円は、預金利子等であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費の 441 万 4,000 円は、施設管理に要する経費であります。第 15 款公債費 264 万 4,000 円は企業債元金償還金と利子であります。

以上で議案第 33 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 34 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

第 1 条におきまして歳入歳出予算の総額は、それぞれ 24 億 4,536 万 7,000 円と定めております。

歳入から款を追って主なものを説明申し上げます。

第 5 款国民健康保険税 4 億 8,853 万 2,000 円は、一般被保険者分と退職被保険者分の保険税を計上いたしております。収納率は、一般被保険者退職被保険者共に 93%を見込んでおります。第 10 款使用料及び手数料 10 万 4,000 円は、督促手数料であります。第 15 款国庫支出金 5 億 6,454 万 4,000 円は、一般被保険者分の療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、及び財政調整交付金が主なものであります。第 20 款前期高齢者交付金 6 億 2,449 万 8,000 円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。第 25 款療養費給付費等交付金 2 億 1,246 万 2,000 円は、退職被保険者の保険給付費に係る交付金であります。第 30 款県支出金 1 億 2,354 万 7,000 円は、高額医療費共同事業県負担金、特定健康診査等県負担金、及び財政調整交付金であります。第 35 款の共同事業交付金は、3 億 481 万円、これは鳥取県国保連合会からの高額医療費共同事業、及び保険財政共同安定化事業交付金であります。第 40 款財産収入 30 万 6,000 円は、基金積立金の預金利息であります。第 45 款寄付金 1,000 円は、科目存置とするものであります。第 50 款繰入金 1 億 2,483 万 4,000 円は、一般会計からの繰入金で、保険基盤安定繰入金、職員人件費等繰入金、出産育児一時金繰入金、及び財政安定化支援事業繰入金を法定により繰入れするものであります。第 60 款諸収入 72 万 9,000 円は、国保税延滞金、交通事故等による賠償金が主なものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 3,731 万 5,000 円は、職員 3 人分の給与費等とレセプト点検員の賃金、各種電算委託料、国保連合会負担金及び国保税に係る賦課徴収費が主なものであります。第 10 款保険給付費 16 億 7,300 万 5,000 円は、一般及び退職被保険者に係る療養諸費等を見込んでおります。第 15 款後期高齢者支援金等 2 億 6,381 万 4,000 円は、後期高齢者医療制度の支援金であります。第 20 款前期高齢者納付金等 34 万 6,000 円は、前期高齢者納付金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。第 25 款老人保健拠出金 2 万 5,000 円は、老人医療費の町負担分を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。第 30 款介護納付金 1 億 2,670 万 1,000 円は、介護保険 2 号被保険者に係る納付金であります。第 35 款共同事業拠出金 3 億 539 万 2,000 円は、高額医療費共同事業、及び保険財政共同安定化事業に対する国保連合会への拠出金であります。第 40 款保健事業費 3,087 万 7,000 円は、特定健康診査等事業、人間ドック等健診委託料に係る経費が主なものであります。第 45 款基金積立金 30 万 6,000 円は預金利息を国保基金へ積み立てるものであります。第 55 款諸支出金 598 万 3,000 円は、保険税の還付金、及び特別調整交付金に係る国民健康保険診療所特別会計への繰出金が主なものであります。第 90 款予備費 160 万 3,000 円を計上し、不測の事態に備えるものであります。

以上で議案第 34 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 35 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。

本会計は、国民健康保険直営診療施設であります名和、大山、大山口の 3 診療所を適正に経営管理するものであります。本年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 3 億 7,968 万円であります。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款診療収入 2 億 9,772 万 3,000 円は、3 診療所の外来診療収入であります。第 10 款サービス収入 1,068 万円は、大山口診療所が行う訪問及び通所リハビリテーション収入を計上いたしております。第 15 款使用料及び手数料 2,568 万円は、予防接種手数料などであります。第 20 款財産収入 500 万円は、大山診療所 2 階部分の土地建物貸付収入であります。第 30 款繰入金 3,468 万 7,000 円は、施設整備に要した起債償還金への充当分及び 3 診療所運営のための財産補填並びに大山診療所に対する国の調整交付金として、一般会計及び国保特別会計から繰り入れするものであります。第 40 款諸収入 590 万 7,000 円は、大山診療所 2 階部分の維持管理に要する電気、水道代収入などあります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 1 億 7,801 万円は、職員給与などの人件費として、報償費は派遣医師に対する謝礼金として、また旅費は学会参加などの研修旅費として、また需用費は各診療所の維持管理経費として、委託料は建物警備などの保守管理料などを計上いたしております。第 10 款医業費 1 億 6,985 万 6,000 円は、需用費のうち医薬材料代 1 億 5,100 万円であります。委託料 1,244 万 4,000 円は、臨床検査委託料など、使用料及び賃借料 432 万 3,000 円は、医療機器リース料などであります。第 15 款公債費 3,151 万 4,000 円は、大山診療所及び大山口診療所の施設整備に要した起債償還金の元金と利子であります。

以上で議案第 35 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 36 号 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本会計の予算総額は、それぞれ 1 億 9,608 万 7,000 円と定めております。この予算額は、前年度に比べて 273 万 3,000 円の増額、率にして約 1.4%の増であります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款保険料 1 億 1,576 万 4,000 円は、被保険者に係る後期高齢者保険料であります。第 10 款使用料及び手数料 2 万 1,000 円は督促手数料を見込んでおります。第 20 款繰入金 8,029 万 4,000 円は、保険基盤安定繰入分と事務費を一般会計から繰り入れるものであります。第 30 款諸収入 7,000 円は、延滞金、町預金利子、その他雑入を計上いたしております。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 773 万 8,000 円は、後期高齢者医療システムの保守委託料と機器更新委託料、一般通信運搬費が主なものであります。第 10 款後期高齢者医療納付金 1 億 8,762 万 1,000 円は、広域連合への保険料負担金と事務費負担金であります。第 15 款諸支出金 70 万円は、保険料還付金を見込んでおります

以上で議案第 36 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 37 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計予算についてであります。

本会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 20 億 805 万 8,000 円といたしております。

歳入から主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 5 款保険料 3 億 6,942 万 3,000 円は、65 歳以上の第 1 号被保険者に係る介護保険料であります。第 15 款国庫支出金 4 億 9,735 万円は、保険給付費に対する国の負担金、財政調整交付金及び介護予防事業等への地域支援事業交付金でありま

す。第 20 款支払基金交付金 5 億 4,971 万 2,000 円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金として第 2 号被保険者の負担分が交付されるものであります。第 25 款県支出金 2 億 9,075 万 9,000 円は、保険給付費に対する県の負担金、地域支援事業交付金であります。第 30 款繰入金 2 億 9,993 万 8,000 円は、主に保険給付費、地域支援事業費に対する町の負担金及び職員給与費、事務費の一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 5,338 万 7,000 円は、職員給与費及び介護保険システム保守委託料、連合会負担金、認定審査会負担金が主なものであります。第 10 款保険給付費 18 億 7,272 万円は、介護サービス及び介護予防サービスに係る給付費、低所得者の負担軽減を行う特定入所者介護サービス費等標準給付費を計上いたしております。第 15 款地域支援事業費 6,048 万 5,000 円は、二次予防事業対象者等の介護予防事業費、包括支援センター運営費を計上いたしております。第 25 款公債費 1,900 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金への償還金であります。

以上で、議案第 37 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 38 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本案は、大山町が管理します 17 箇所 of 農業集落排水処理施設の維持管理に要する歳入、歳出予算を計上いたしております。

第 1 条では、平成 25 年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 6,193 万円と定めております。

内容につきまして歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金の 312 万円は、現年度の新規加入分担金 300 万円と名和処理区、光徳処理区の過年度分担金 12 万円。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 1,378 万 3,000 円は、下水道使用料収入であります。第 25 款繰入金 3 億 4,502 万 5,000 円は一般会計からの繰入金であります。第 35 款諸収入 1,000 円は預金利子であります。

続きまして歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款事業費の 1 億 2,772 万円は、17 箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものであります。第 10 款公債費 3 億 3,291 万円は、起債の元利償還金。第 15 款諸支出金 10 万円は、農業集落排水使用料還付金。第 90 款予備費の 120 万円は、不測の事態に備えるものであります。

以上で議案第 38 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 39 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について

てであります。

本案は、大山町が管理をいたします 4 箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。

第 1 条では、平成 25 年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 901 万 1,000 円と定めております。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金の 612 万円は、各処理区の手分担金収入。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 1,013 万円は、下水道使用料収入であります。第 15 款国庫支出金 915 万円は、長寿命対策のための社会資本整備交付金であります。第 20 款繰入金 2 億 8,360 万 8,000 円は一般会計からの繰入金であります。第 30 款諸収入 2,000 円は預金利子等であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款事業費の 1 億 2,116 万 9,000 円は、4 箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金及び長寿命化対策計画策定委託料等が主なものであります。第 10 款公債費 2 億 8,674 万 2,000 円は、起債の元利償還金。第 15 款諸支出金 10 万円は、公共下水道使用料還付金。第 90 款予備費の 100 万円は、不測の事態に備えるものであります。

以上で議案第 39 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 40 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計予算についてであります。

本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する経費を計上した予算でございまして、平成 25 年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 3,988 万 6,000 円と定めております。

主なものを歳入からご説明申し上げます。

第 25 款諸収入は、収益事業収入で売電収入 3,988 万 4,000 円を見込んでおります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費は 1,859 万 3,000 円で、主なものは、風力発電所保守点検にかかる電気主任技術者賃金 117 万円、施設修繕料 344 万 3,000 円、保守点検業務委託料 525 万円、基金積立金 600 万円、売電事業にかかる消費税 99 万 6,000 円であります。第 10 款公債費は 1,829 万 3,000 円で、財政融資の元金償還金 1,654 万 9,000 円、償還金利子 174 万 4,000 円であります。第 90 款の予備費は不測の事態に対処するための財源として 300 万円を計上いたしております。

以上で、議案第 40 号の提案理由の説明を終わります。

続きますして議案第 41 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計予算についてであります。

本案は、なかやま温泉に係る温泉の給湯事業及び施設管理等に要する経費を計上しております。

第 1 条では、平成 25 年度大山町温泉事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 533 万 8,000 円と定めております。

内容につきまして主なものを歳入からご説明申し上げます。

第 5 款使用料 349 万 8,000 円は、ナスパルタウン温泉使用料並びに温泉館等温泉使用料 349 万 2,000 円と温泉スタンド使用料 6,000 円であります。第 10 款繰入金 183 万 7,000 円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款温泉館費 433 万 8,000 円は、備品等修繕料 50 万円、指定管理委託料 350 万円、消費税 15 万円が主なものでございます。第 90 款予備費は 100 万円を計上いたしております。

また、なかやま温泉は指定管理期間を平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間としており、債務負担行為の限度額並びに支出予定額等を提示させていただいておるところでございます。

以上で議案第 41 号の提案理由の説明を終わります。

続きますして議案第 42 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成 25 年度に行うナスパルタウン及び大山口駅前住宅団地の土地の売り払い、分譲地の管理費、販売促進費、売却代金による借入金の返済を主に計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ 2,335 万円と定めております。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款財産収入 2,333 万 1,000 円は、分譲地の土地貸し付けと土地売り払いによる財産収入であります。第 20 款諸収入 1,000 円は預金利子であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款宅地造成事業費 439 万 6,000 円の主なものは、ナスパルタウンの分譲に係る購入者紹介謝礼、販売促進にかかる費用、分譲地の維持管理委託料と大山口駅前住宅団地の購入者への特典制度として定住促進助成金を計上いたしております。第 10 款公債費 1,895 万 4,000 円は起債の償還金であります。

以上で議案第 42 号の提案理由の説明を終わります。

続きますして議案第 43 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計予算についてで

あります。

本会計は、指定管理者により運営されております大山中の原スキー場に関連する諸費用の管理を行うものであります。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,101万2,000円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第20款諸収入で、25年度分の指定管理納付金3,071万2,000円を見込んだものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款索道費第5項索道管理費第1目索道管理費3,001万2,000円の主なものは、中の原ゲレンデ敷地使用料1,576万7,000円、各種団体・イベントへの負担金189万円、旧スキー場管理組合として行います魅力向上事業補助金500万円、索道事業基金への積立金721万8,000円であります。

なお、不測の事態に備えまして、第10款予備費として100万円を計上いたしております。

以上で、議案第43号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） 町長の提案説明の途中でありますが、ここで昼になりました。休憩したいと思います。

再開は午後1時といたします。休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

（足立議員 退席）

（小谷税務課長 着席）

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは、議案第44号 平成25年度大山町水道事業会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、予算第2条業務の予定量でございますが、給水戸数5,680戸、年間総給水量183万2,000立方メートル、一日平均給水量5,019立方メートルを予定いたしておるところでございます。

まず、予算の第3条収益的収入及び支出を説明いたします。

第1款水道事業収益の第1項営業収益は、給水収益の水道使用料と他会計からの負担金等で2億2,396万9,000円、第2項営業外収益は一般会計からの企業債

の利息補助等で973万5,000円を計上し、水道事業収益の合計を2億3,370万4,000円といたしております。

次に、支出第1款水道事業費用の第1項営業費用は、修繕費、人件費、減価償却費等で1億8,017万7,000円、第2項営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等で4,754万4,000円を計上し、水道事業費用の合計を2億2,813万1,000円といたしております。

次に予算第4条資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入では、他会計からの負担金及び補助金等で3,304万円、支出では建設改良による工事費、企業債の償還金などで1億6,689万3,000円を計上いたしておるところでございます。

以上で議案第44号の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第42 議案第45号から日程第56 議案59号

○議長（野口 俊明君） 日程第42、議案第45号 平成24年度大山町一般会計補正予算（第10号）から、日程第56、議案第59号 平成24年度大山町水道事業会計補正予算（第1号）まで、計15件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第45号 平成24年度大山町一般会計補正予算（第10号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、譲与税・交付金等の額の調整、事業計画の変更及び決算見込みによりますところの額の調整、特別会計繰出金の額の決定見込み等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整する必要が生じたこと、及び不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業の追加、地方債の変更等の事由により提案するものでございます。

この補正予算（第10号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,900万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億3,269万8,000円といたしております。

次に、第1表の歳入でございますが、各費目とも決算見込みによる増減でございます。

歳入の特徴的なものとしたしましては、第55款国庫支出金第10項国庫補助金の土木費国庫補助金で、国の補正1号に伴う補助金社会資本整備総合交付金2,116



万円を追加いたしております。また、第 80 款繰越金で実績に伴い繰越金 1 億 671 万 2,000 円を追加いたしております。

次に歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

歳出につきましてもそれぞれの事業の決算見込みによる増減で、事業費の減額が大半であります。

それでは今回の歳出補正で増額をいたしております、特徴的なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 10 款総務費第 5 項総務管理費の一般管理費で、財政調整基金積立金 1 億 6,934 万円、減債基金積立金 4,594 万 7,000 円、財産管理費で町有地整備工事 1,200 万円、用地取得等 2,100 万円を追加いたしております。第 40 款土木費第 5 項土木管理費の土木総務費で、販売件数の減に伴う宅地造成事業特別会計繰出金 1,893 万 7 千円、第 10 項道路橋梁費の道路維持費の道路維持費で国の補正 1 号に伴う道路ストック総点検委託料 760 万円、除雪ドーザ購入 1,200 万円、道路新設改良費でこのたび新設された地域の元気臨時交付金事業として町道滝坂線設計委託料 1,500 万円、第 25 項住宅費の住宅管理費で同じく国の補正 1 号に伴う中高中団地外部改修工事 1,743 万円の追加であります。

人件費につきましては、明細書 61～63 ページにありますように特別職・一般職あわせて 5,798 万 1,000 円の減額であります。

次に第 2 条では、翌年度に繰越して使用することができる経費を「第 2 表繰越明許費」で 15 事業 2 億 1,881 万 5,000 円の追加をいたしております。

また、第 3 条では地方債の変更について、「第 3 表 地方債補正」によることとし、公共事業等債をはじめ表中の起債事業限度額をあわせて 2,970 万円減額変更を行っております。

以上で、議案第 45 号の説明を終わりますが、お手元に配付をいたしております平成 25 年 3 月定例会補正予算の概要につきましてもご覧いただければと存じます。

続きまして議案第 46 号 平成 24 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして説明を申し上げます。

本案の主な補正内容は、繰り上げ償還に伴う、歳入歳出の増額であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 192 万 2,000 円増額し、歳入歳出それぞれ 1,903 万 6,000 円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

はじめに、まず第 20 款諸収入の主なものは、貸付金元利収入 196 万 7,000 円の増額であります。

つぎに、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

第 10 款公債費の主なものは、元金 173 万 3,000 円の増額であります。

以上で、議案第 46 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 47 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算(第 3 号)につきましてご説明をいたします。

本案は、保守委託料等に係る入札による額の確定等に伴い、所要の増減を行い、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 514 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 5,685 万 2,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 15 款財産収入 34 万 1,000 円の減額は、貸付料の算定基礎となる多チャンネル加入者数が確定したことによる I R U 貸付収入額の確定によるものでございます。第 20 款繰入金 480 万 7,000 円の減額は、施設管理費の決算見込減により一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

総務費 492 万 4,000 円の減額の主なものは、入札減に伴う委託料 370 万円の減額、電柱支障移転工事負担金 90 万円の減額によるものであります。

公債費 22 万 4,000 円の減額は、過疎債の額の確定による償還金利子の減額であります。

以上で議案第 47 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 48 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算(第 4 号)につきまして説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 99 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,455 万 5,000 円とするものであります。

第 1 表を歳入からご説明いたします。

第 5 款使用料及び手数料は、施設の使用料を決算見込みにより 210 万円の増額、第 10 款繰入金は一般会計からの繰入金で 329 万 2,000 円の減額、第 20 款雑収入を 20 万円の増額といたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

決算見込みにより、第 5 款総務費を 109 万円の増額といたしており、主なものは 1 目一般管理費の施設修繕料を 25 万円の増額、賄材料費を 120 万円の減額、リニューアルオープンに併せ必要となります厨房備品 190 万円の増額、第 10 款公債費の償還金利子を 208 万 2,000 円の減額などであります。

これで、議案第 48 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 49 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)についてであります。

本案の主な補正内容は、歳入は他会計繰入金の増額、町債の減額、歳出は総務費及び公債費の減額であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ46万2,000円を減額し、歳入、歳出それぞれ1,415万6,000円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第20款繰入金103万8,000円の増額は、抑債のため町債を減額することに伴うもので一般会計からの繰入金であります。第35款町債150万円の減額は、抑債のため過疎対策事業債を減額するものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費第5項維持管理費21万7,000円の減額は、水質検査委託料の確定によるものであります。第10款事業費第5項施設整備費は、抑債に伴う財源組み替えであります。第15款公債費第5項公債費24万5,000円の減額は、償還金利子の確定によるものであります。

以上で議案第49号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第50号 平成24年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてであります。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億776万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ24億7,702万6,000円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第15款国庫支出金6,523万2,000円の減額は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、及び財政調整交付金の減額が主なものであります。第25款療養給付費等交付金2,277万3,000円の減は、退職被保険者等に係る保険給付費の減額によるものであります。第30款県支出金173万3,000円の減は、高額医療費共同事業負担金の減額によるものであります。第35款共同事業交付金4,070万2,000円の減は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の実績による減額を見込んでおります。第50款繰入金2,139万1,000円の増は、財政安定化支援のための一般会計からの繰入金が300万円の増額、また、国保基金からの繰入金が2,000万円の増額が主なものであります。第60款諸収入は、実績で128万4,000円の増額を見込んでおります。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費200万3,000円の減は、職員給与費の減額が主なものであります。第10款保険給付費5,158万2,000円の減は、療養給付費及び高額療養費の実績による減額を見込んでおります。第20款前期高齢者納付金等は、29万3,000円の減額を見込んでおります。第35款共同事業拠出金5,623万円の減は、高額医療費拠

出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の減額によるものであります。第 40 款保健事業費 258 万 1,000 円の増は、人間ドック健診委託料の増額が主なものであります。第 55 款諸支出金 25 万 7,000 円の減は、特別調整交付金に係る直営診療施設勘定への繰出金を減額するものであります。第 90 款予備費を 1 万 9,000 円増額し、歳入歳出の調整を行うものであります。

これで、議案第 50 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 51 号 平成 24 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,612 万 7,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 7,258 万 9,000 円とするものであります。

はじめに、歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款診療収入は、外来収入の見込み減により 1,283 万 8,000 円を減額するものであります。第 10 款サービス収入は、訪問及び通所リハビリテーション費などの収入の見込み減により 355 万円を減額いたしております。第 15 款使用料及び手数料は、予防接種手数料などの見込み減により 112 万円を減額するものであります。第 30 款繰入金は、歳入歳出の均衡を図るため、一般会計繰入金を 25 万 7,000 円減額いたしております。第 35 款繰越金は、253 万 4,000 円増額するものであります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 315 万 5,000 円の減額は、主に嘱託職員賃金の不用額によるものであります。第 10 款医業費 1,297 万 2,000 円の減額は、主に医薬材料代と機械借上料の見込み減による不用額であります。

以上で議案第 51 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 52 号 平成 24 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 264 万 9,000 円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,070 万 5,000 円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第 20 款繰入金 357 万 4,000 円の減額は、保険基盤安定繰入金の減額と、広域連合の共回事務費負担金の減額による繰入金の減額の合計によるものであります。第 25 款繰越金は 92 万 5,000 円の増額であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 36 万 1,000 円の減額は、通信運搬費であります。第 10 款後期高

齡者医療納付金 228 万 8,000 円の減額は、広域連合から示された納付金の共回事務費負担金の減額であります。

以上で議案第 52 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 53 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,084 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 6,269 万 1,000 円とするものであります。

歳入から説明いたします。

第 5 款保険料 560 万円の減額は、納付・徴収見込によるものであります。第 15 款国庫支出金 891 万 2,000 円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費負担金、及び財政調整交付金の追加交付によるものであります。第 20 款支払基金交付金 1,066 万 6,000 円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費交付金の追加交付によるものであります。第 25 款県支出金 704 万 4,000 円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費負担金の追加交付によるものであります。第 45 款町債 1,800 万円の増額は、鳥取県介護保険財政安定化基金から貸付を受けるものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 10 款保険給付費 4,430 万円の増は、現年度のこれまでの給付実績から算定した今後必要となる介護サービス等諸費等を増額するものであります。第 15 款地域支援事業費 260 万 3,000 円の減は、予防事業費、包括支援センター運営費等の実績見込みにより減額するものであります。

以上で、議案第 53 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 54 号 平成 24 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

本案の補正内容として、歳入は、分担金及び負担金の増額、使用料及び手数料、並びに繰入金の減額、歳出は、事業費並びに公債費の減額であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 685 万円を減額をし、歳入、歳出それぞれ 4 億 7,758 万 9,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金 186 万円の増額は、加入者の増によるものであります。第 10 款使用料及び手数料 85 万円の減額は、使用料の減によるものであります。第 25 款繰入金 786 万円の減額は、事業費並びに公債費の減額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款事業費第 5 項総務管理費 180 万円の減額は、消費税の確定によるものであります。第 10 項農業集落排水事業費 366 万 1,000 円の減額は、処理場維持管理委託料の確定等、事業費精査による減額であります。第 10 款公債費 138 万 9,000 円の減額は、元利償還金の確定によるものであります。

以上で議案第 54 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 55 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)についてでございます。

本案の補正内容として、歳入は、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料の増額、他会計繰入金の減額、歳出は、事業費の減額であります。また、不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業を、提案するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 441 万 9,000 円を減額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 6,686 万 7,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金 149 万 5,000 円の増額は加入者の増によるものであります。第 10 款使用料及び手数料 75 万 4,000 円の増額は、使用料の増によるものであります。第 20 款繰入金 666 万 8,000 円の減額は、事業費の減額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款事業費第 5 項総務管理費 156 万 4,000 円の減額は、消費税の確定等事業費精査による減額であります。

第 10 項公共下水道事業費 285 万 5,000 円の減額は、浄化センター管理委託料の確定等、事業費精査による減額であります。第 10 款公債費は、公債費の財源に、使用料を充当するための財源組替えであります。

次に第 2 条では、翌年度に繰越して使用することができる経費として、「第 2 表繰越明許費」のとおり、町道拡幅に伴う制御盤移転工事の繰越明許費 97 万 7,000 円を新規設定いたしております。

以上で議案第 55 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 56 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 2 号)についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 89 万 3,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,554 万 4,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 25 款諸収入の 89 万 3,000 円の減額は、売電収入の決算見込減によるものであります

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費の 89 万 3,000 円の減額の主なものは、入札減に伴う修繕料 31 万 5,000 円、保守点検委託料 37 万 8,000 円の減額、及び消費税確定による 16 万 8,000 円の減額であります。

以上で、議案第 56 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 57 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 3,642 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 134 万 2,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,508 万円とするものであります。

内容につきまして歳入からご説明申し上げます。

第 10 款繰入金の 25 万 5,000 円の減額は、一般会計からの繰入金であります。第 15 款繰越金の 1,000 円の減額は、前年度繰越金であります。第 20 款諸収入の 108 万 6,000 円の減額は温泉配湯管移設補償費であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款温泉館費の 134 万 2,000 円の減額は、温泉配湯管移設工事設計監理委託料の 29 万 6,000 円の減額と温泉配湯管移設工事の工事請負費 100 万円の減額並びに消費税 4 万 6,000 円の公課費の減額によるものであります。

以上で議案第 57 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 58 号 平成 24 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 3,883 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 286 万 8,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,596 万 6,000 円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第 5 款財産売払収入の 2,180 万 5,000 円の減額は、販売実績にともなう売払収入の減額であります。第 10 款繰入金の 1,893 万 7,000 円の増額は、販売実績にともなう一般会計からの繰入金の増額であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款宅地造成事業費 286 万 8,000 円の減額は、報償費、需用費、役務費、委託料、補助金の不用額について減額するものであります。

以上で議案第 58 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 59 号 平成 24 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

本案は、収益的支出において滞納金整理のため水道事業費用を増額するもので、ございまして既定の水道事業費用に 422 万 2,000 円を増額し、水道事業費用の予定額を 2 億 2,451 万 4,000 円とするものであります。

内容につきましてご説明を申し上げます。

収益的支出第 1 款水道事業費用第 3 項特別損失目 2 過年度損益修正損 422 万 2,000 円の増額は、すでに破産管財人による破産終結決定がなされたもの、法務局に清算結了登記がなされているものなど、すでに債権者が存在しない未収水道使用料について不納欠損処理を行うための増額であります。

以上で議案第 59 号の提案理由の説明を終わります。以上よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第 42 議案第 45 号

○議長（野口 俊明君） これで平成 24 年度補正関係の提案説明を終わります。

これから日程第 42、議案第 45 号 平成 24 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5 番 野口 昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口 俊明君） 5 番 野口 昌作君。

○議員（5 番 野口 昌作君） 33 ページにですね、保育所広域入所児童委託料というものが 233 万 1,000 円増えておりますが、この 4 月からみどりの森保育園、それから大山キャラボク保育園ができてですね、山陰道のインターのすぐ近くで米子のほうに勤められる方がですね、そこらに預けられてこの保育所の委託というものが減るでないかという具合に私も想像しておりましたし、またそういう話も聞いておったわけですけども、委託が減らずに増えているという現象、これはですね、そういうインターの近くに作ったことによって、そういう効果がなかなか出てこなんだということからこういうことが起きているかということをお尋ねします。

それからもう 1 点は、給料がですね、非常にまあ減額になっておりますが、これ条例改正を私が忘れてしまってるでないかとも思ったりしますけれど、どういう改正の中でですね、給料と期末手当等の手当がですね、減っているかということをお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 補正予算につきましては、それぞれの担当よりこれから述べさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。



○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 野口議員さんの1点目のご質問にお答えします。

広域入所の負担金でございますけども、当初の見込みよりも、広域入所をした児童が増えたということが大きな原因でございます。当初の申し込みよりもキャンセルがあったりとか、後での申し込み等がありましたけども、だいたい3名程度増えた、実質的に増えたということになります。

またこの広域入所の委託料につきましては、国の定めた保育単価によりますけども、児童の年齢、保育所の規模、事業内容によりまして、保育単価が決定されております。以上です。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 給料の減額についてのお問合せ63ページだと思いますけれども、この給料の減額はですね、4月以降の給与改定に伴う減額それから10月から3%カットしておりますので、それに伴う給与の減額ということになっております。

○議員（5番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（5番 野口 昌作君） 給料のほうは分かりましたが、保育所のほうのですね、委託料は分かりましたが、保育所のほうのですね、委託料については、やっぱりなんていいますか、園児の外部委託というものが減ってくるかというぐあいに私思っと思ったんですけど、そういう現象が出ていないという状況ですかね、そのへんちょっとお伺いしたいのですが。前年度対比にしてもという考え方でいいですか。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 野口議員さんのそのインターチェンジの近くに新しい保育所ができたので、広域入所が減るのではないかというご質問ですけども、実はこの広域入所をよく使われているのが、琴浦町の保育所が多い状況です。米子市のほうの保育所がごく少ない状況になっておりまして、たぶん保護者の方の勤務の状況なり、あるいはそういうことで琴浦町のほうのご利用が多いのかなというふうに考えておるところです。

ただ、これから新しい拠点保育所の運営のほうも固まってくればそのあたりの魅力を感じていただいて、なるべくなら町内の保育所のほうに出ていただきたい

というふうに感じているところです。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（8 番 西尾 寿博君） 議長、8 番。

○議長（野口 俊明君） 8 番 西尾 寿博君。

○議員（8 番 西尾 寿博君） 2 点ほど伺いたいですが、まず 20 ページ、予算書をみますと、補正予算書をみますと 20 ページですね。デマンドバス運転業務委託料で 173 万 3,000 円増額ということで概要をみますと 9 月にダイヤ改正に伴う運転委託料の増ということなので、半年分で 173 万円、ざっとあがったのかなと。そうしますと、まあまだ 1 年たってませんが、1 年間、もしこのまま同じ数字、同じお客さんがですね、同じほど乗った場合に、550 万ぐらい、まあ今 6,000 人ざっと利用されたというふうになっていますが、本人負担がだいたい 500 円ですね。そうすると 1,500 円、他に職員の運転業務だとか車代とか、いろいろ合わせると、ざっと 2,000 近くなるのかなと思ってみたりもしますが、そのへんのですね、年間のですね、このデマンドを動かした年間のざっとした額でいいですが、だいたいどれぐらいかかるのか。それによって今度ですね、1 年経過して次にどんな課題があってどのようなことを新しく私は以前言っておったのは、荷物もですね、ただ取りにいくというだけではなくて、たとえばポプラなんかあるわけですが、ポプラ号というのをご存じだと思いますけども、山間地の方に荷物を持っていくとか、そんな利用方法もまああると思うんですけども、そのようなことは考えていないのかな、たぶん予算についてということで絡めてお話していただければありがたいと思います。

もう一点ですが、39 ページにですね、20 世紀ブランドリバイバル事業 1,000 万の減額となっています。概要をみますと、去年はですね、台風が珍しく来なかった年ということで、梨が良かった、単価も良かったということ、傷がついてない立派な梨ができたんでしょう。減額になっていますが、25 年度の当初予算をみますと、この事業費が入ってごさいません。骨格予算ということなので入っていないのかということをお伺いしたいと、2 点お願いします。

○企画情報課長（野間 一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 野間企画情報課長。

○企画情報課長（野間 一成君） まず一点目のデマンドバスの関係でございしますが、このたびの委託料の増額は、ダイヤ改正等に伴うものでございました。2 時間当初計画よりもかかり始めと終わり等をそれぞれ 1 時間ずつ延長しました関係で 170 万の増額でございします。

ですから 1 年を通算しますと、これの倍はかかるということでございしますが、

トータルといたしましては、ここの補正の関係でいいますと、24年度には、トータルとしては、委託料の関係では、2,800万強程度でございまして、次年度もそれに似たような額でいけるということで、予算を計画しておるところでございます。

ちなみに利用方法の改善ということでございますが、提案をいただきましたような形態につきましては、いろいろ制約がございまして、現行の制度のなかでは通常の運行のなかではできませんので、それはまた別途考えていかないけんことだなどと思っておりますが、今回当初で提案しておる事業の中にはそういったことは含めてございません。以上でございます。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 2点目の二十世紀梨ブランドリバイバル事業の関係でございます。

24年度におきましては、市場単価のほうが1ケース当たり2,750円を上回ったということがございまして、この事業の指針であげますその単価より下回った場合のこの事業を摘要をするということになっておりますので、24年度については、非常に単価が良かったということがございまして、全額の減額補正ということにさせていただきました。

また25年度の当初予算に載ってないではないかということでございましたけどもこれにつきましては、担当課といたしましては、25年度も引き続き予算要求をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（野口 俊明君） 14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） いろいろ何点もございしますが、まず総括的なことで繰越金が1億670万円ぐらい、これはたぶん当初計画された事業が実施できなかったとかあるいは利用者が少なかったとかいうことだろうと思っておりますけども、大ざっぱな理由をお願いいたします。ご説明をお願いいたします。

それから30ページの公共交通対策の関係で地方バス路線維持対策協議会、補助金ですね、400万円減額の理由、バス路線のリース減なのか路線減なのか、この説明をお願いいたします。

それから39ページの農林水産業費、農業振興費の関係ですが、かなりここへ、いくつもの事業が減額になっております。耕作放棄地再生利用750万円減額、チャレンジプラン支援547万減額、農業経営基盤260万円減額とか、次世代につなぐ、この関係もかなりの減額ですね。ここらのまあ当初予定された計画までいか

なかった理由なりを説明をお願いいたします。

それから土木費の関係ですが、47 ページ、道路ストック総点検委託料 760 万円、この内容と必要性をお願いいたします。

それから除雪作業委託料が 300 万円増額、今年のような雪のないときに増額の理由は何なのかをお願いいたします。

それから 61 ページの給与の関係ですが、特別職が 701 人から 666 人、35 人の減になっております。これたぶん審議会とかいろんな委員が、審議会等がなくなったのかどうか、そこらあたりのご説明をお願いします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず 13 ページの繰越金につきましてですけれども、23 年度からの繰越金をしておりますけれども、その額がだいたい確定しましたので、今回上げさせていただいております。

23 年度は 8,400 万ほどしたけれども、今年度は 1 億 600 万なにがしか増えておりますけれども、主な原因としましては、今年度は除雪にかかる経費が少なかったというようなことが原因となっております。以上です。

○企画情報課長（野間 一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 野間企画情報課長。

○企画情報課長（野間 一成君） 20 ページの地方バス路線維持費の補助金のご関係でございますが、日交さんにお支払をしております赤字の補てんの関係でございます。

このたびは 4 月以降、昨年 4 月以降に日交バスの路線を一部見直し、廃止をしております。その関係で佐摩香取方面の線、それから佐摩、鉦戸、種原経由大山寺方面の線を廃止をしておりますし、佐摩・大山寺・大山口駅間の早朝の便を見直したりしております関係で運行経費が掛からなかったということでの減額でございます。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 農林水産関係での減額の説明でございますけれども、まず耕作放棄地の関係でございます。

これにつきましては、平成 21 年度から事業実施をまいりまして、大山町のほうでは県下でトップの再生面積を実施してきたところでございますけれども、平成 24 年度におきましては、政務報告でもありましたように 400 ヘクタールあまりということで、実施をしていただける者が少なかったということでございます。

それなりに再生事業 80 へクあまり、実施をしてきたところでございますので、だいたい再生できると言いますか、利用がしやすい場所が減ってきたのではないかとこのように考えておるところでございます。

次に、チャレンジプラン支援事業につきましては、平成 24 年度の予算要求の段階での予定者の方のなかで 24 年度実際に事業チャレンジプランに申請をされる者が減ったということで実際に事業をされなかった方がございまして、その方たちの減額ということになっております。

それからそれと農業経営基盤強化資金利子補給補助金でございます。これにつきましては、認定農家の方の資金に対する利子分の補助ということでございますけれども、平成 24 年度からこの資金の部分につきましては、国のほうが助成をするということになりましたので、その関係がありまして 24 年度新規の借入者がなかったということもございまして、減額をさせていただいたところでございます。

次に、世代につなぐ地域農業バックアップ事業補助金でございます。これにつきましては、集落営農で取り組んでいただくということで、当初 3 地区を予定をしておりました。そのなかで、2 地区につきまして堆肥の散布機を、これは町手動でお願いをする形で予算化をしておりましたけれども、やはり散布機の集落での購入というものには至らなかったということで 2 集落が取り組んでいただけませんでしたので、その関係での減額というふうになっておるところでございます。

以上です。

○建設課長（池本 義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本 義親君） 建設課の関係で 2 点質問いただいております。

1 点目は、道路ストック総点検委託料でございます。これにつきましては、国の一次補正によります新規事業でありまして、事業のメインとしては、トンネル、あるいは橋といったものの調査がメインであります。本町におきましては、舗装の損傷個所の調査ということで、380 キロメートルを舗装のひび割れでありますとか段差、こういったものを調査をしてデータを作り上げるといったものであります。

で、その修繕工事業につきましては、この点検事業が前提ということになってございまして、この点検事業によって、後々の事業に申請ができるといった内容のものであります。

次に除雪作業の委託料であります。300 万の大枠いたしております。除雪作業につきましては、当初予算組をする段階で、かなり少なく組んでおります。本年度でありますと当初が 593 万 7,000 円の予算額組んでございまして、条件によりまし

てその都度補正をしていくといった形態にいたしております。本年につきましても、平地部は降っておりませんが、山間地佐摩から上のほうにつきましても、何回か出動いたしております。約10日ぐらいいは出ておると思っております。またこれは直営作業と業者委託ということでありまして、委託につきましても業者委託ということでございます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 給与費明細の部分でのその他特別職の人数減と報酬減につきましても、各種の委員会、たとえば防災会議、それから国民保護協議会等々特別職の方に出ていただく会はありますけれども、そのような会が今年度も開かれなないということで減額いたしております。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 地方バス路線の関係ですが、デマンドバス運行するようになり、地方バスが便数が非常に減ったわけですが、そこらへの利便性で通勤者なんかに通学者結構影響があると思うんですけども、苦情はあまり来てないのかどうか、お答え願います。

○企画情報課長（野間 一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 野間企画情報課長。

○企画情報課長（野間 一成君） 路線バスの見直しで利便性は悪にはなってないと思っておりますので、そういった苦情は1件もございません。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） えらい揚げ足をとるような恰好となるかもしれませんが、さっきの小原議員の質問について、繰越が増えたのは、その要因としては、除雪費が少なかったからということ言われたし、先ほど建設課長のほうは、佐摩から上はかなり除雪したので増えたんだという答えですが、なんか矛盾するようなんのでその辺を明快にさせていただきたいと思えます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 先ほど建設課長も少し触れられましたけれども、当初の予算ではですね、除雪費がかなり少なく見積もっております、実際はですね。それで、補正で対応しているというような現状がありますので、例年はですね、

この除雪費が、補正でどんどん増えていくと。そういう場合にですね、繰り越している財源の中から、それを補正していつているというのが現状であります。

今年に関しましては、奥部のほうでは、それなりに降っておるようですけども、下のほうは除雪がほとんどありませんので、例年に比べたらかなり除雪費は減っていると、そういうようなこともあって補正での対応が減っているということです。当初に関しては若干、先ほど言いましたように補正で増額する分もあるということです。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 繰越財源のことでご質問があったというふうに思っています。繰越の予算計上につきましては、当初から全額表示ということはなかなか出来かねますので、補正に合わせて、支出に合わせてですね、補正繰越財源を表に出してくるというふうな手法を使いながら、財源調整をさせていただいておるところでございまして当初予算はたとえば 3 億円の繰越財源を持っておったとしてもそれを出さずにおいて、たとえば 6 月、9 月、12 月にそれを支出に合わせて運用していく、表面に出していくというふうな手法を取らせていただいておりますので、今回 3 月の時点で、表にあらわしてなかった財源をここに表記させてもらったということでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 43 議案第 46 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 43、議案第 46 号 平成 24 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

- 議員（5番 野口 昌作君） 議長、5番。
- 議長（野口 俊明君） 5番 野口 昌作君。
- 議員（5番 野口 昌作君） 3ページですけどもね、元利収入が196万7,000円増えております。現年分の分が196万7,000円増えたということのようですが、これは収入見込みが低かったというとらえ方になりますか、それとも、それともってないですね、そういうことですか、ちょっと伺います。
- 人権推進課長（澤田 勝君） 議長、人権推進課長。
- 議長（野口 俊明君） 澤田人権推進課長。
- 人権推進課長（澤田 勝君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

提案理由の説明書のほうにも町長のほうから述べさせていただきましたけれど、繰上償還が貸付者のほうからありましたので、その分は当初予算には含まれておりませんので、今回補正で増額しまして、支出のほうの町が借りている起債のほうも繰上償還しないといけないので、今回の補正で対応させていただいています。以上です。

- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） 質疑になしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから、議案第46号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
〔賛成者起立〕
- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第44 議案第47号

- 議長（野口 俊明君） これから日程第44、議案第47号平成24年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員（5番 野口 昌作君） 議長、5番。
- 議長（野口 俊明君） 5番 野口 昌作君。
- 議員（5番 野口 昌作君） 4ページのですね、19番負担金補助及び交付金で、負担金が、電柱支障移転工事負担金90万円の減額になっておりますが、かなりの



額が減額になっておるということで、これは単価が下がったのか、それとも事業そのものが減ったのか、見積もりが多かったのか、その点どういうことから出ていますか。

○企画情報課長（野間 一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 野間企画情報課長。

○企画情報課長（野間 一成君） この分は、電柱の建て替えをしていただかないけん、ケーブルの線をかける際に、建て替えをしてもらわないけんっていうことがあった時の工事費の負担金ということで、当初から組んでおりました。1件あたり9万円の10件分、今年度はそういった該当はございませんでしたので、今回全額減額するというものでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第45 議案第48号

○議長（野口 俊明君） これから日程第45、議案第48号 平成24年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 46 議案第 49 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 46、議案第 49 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 49 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 47 議案第 50 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 47、議案第 50 号 平成 24 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5 番 野口 昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口 俊明君） 5 番 野口 昌作君。

○議員（5 番 野口 昌作君） 8 ページの人間ドックの検診委託料が 323 万円増額になっております。まあ人間ドックの受診が増えたということでございます。非常にまあいいことだと思うんですけども、これまあそういうぐあいに増える対策ですね、宣伝効果とかそういうことをですね、どういうことをされてここまで増えたのか、それとも最初の見積もりが昨年から非常に率が低いというような言い方をしておりましたから、見積もりが低かったのかということをお伺いします。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） ご質問にお答えいたします。

本年は人間ドックの受診率をあげるために 12 月にまだ未受診の方に対しまして、

はがきによりまして勸奨を行っております。この結果、増えたものというふう  
に理解しております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（野口 俊明君） 14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 歳出の6ページから7ページあたりまでいろいろ療  
養給付費とか、高額療養費とか、かなりの減額になっておりますが、これいい傾  
向だとは思いますが、患者さんが減ったということだろうと思いますが、まあい  
ろいろな予防対策やっておられますが、それも成果とみるのは探求でしょうか。  
見方がちょっと甘いのかどうか、そこら辺の考えをお願いいたします。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えをいたします。

歳出のほうの減額ということの内容というお尋ねだと思いますが、当初予算の  
段階で医療費の金額の見込みというのは、前年の金額を考慮して予算計上をいた  
します。昨年の医療費に比べまして、実績としまして今年度24年度の医療費の支  
出のほうが少ないという実績でございます。昨年が非常に高かったという  
こともございますし、実績によります数字が給付のほうが減になったというこ  
とでお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討  
論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のと  
おり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第50号は、原案のと  
おり可決されました。

---

#### 日程第48 議案第51号

○議長（野口 俊明君） これから日程第48、議案第51号 平成24年度大山町国民  
健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑は

ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 49 議案第 52 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 49、議案第 52 号 平成 24 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 50 議案第 53 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 50、議案第 53 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 吉原 美智恵君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 吉原 美智恵君。

○議員（9 番 吉原 美智恵君） この補正ですけれども、保険給付費がですね、4,430

万にのぼっています。それで病気になってしまっただけからのことはなかなか難しいと思うんですけれども、やはりこの費用の削減についてですね、やはり予防教室とか、健康教室が重要になるのではないかと考えています。

で、各種教室が設けられて実行されていったわけですが、これについて参加人数などが頭打ちしたような状況が続いていると思いますが、そのことにどのように考えられますか。

○福祉介護課長（戸野 隆弘君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸野 隆弘君） 介護予防の事業についての状況のご質問でございました。ご承知のとおり、介護予防事業は町のほうで直接行っておりますもの、主なものですが、水中ウォーキングなり水中運動教室、また 3B 教室等を行っております。また社会福祉協議会等に委託をして行う事業等々やっております。

全般的には、事業は非常に定着をしてきて、プールの関係等は今 2 つ、2 箇所で行っておりますけども、ほぼ定員に近いようなところ、まあ時々は定員になるというような状況でしておりますし、3B 体操教室等も旧町エリアごとに 3 箇所で行っておりますけども、大変盛んになって人数が増えつつあります。さらにそういうことをきっかけにして、サークル等への別な形で独自にやられるというようなことも発展をしております、こちらのほうで行っておる事業としては、概ね実績としては上がりつつある、あるいは定着しつつあるというふうに思っております。

ただ町である事業というだけでは、これは限界があると思っておりますので、いろいろな地域の軽スポーツの関係、あるいは老人クラブの皆さんの活動、その他集落等であるいはグループ等で地元で直接自らやっていたような活動、こういったものを新たな切り口として展開をしていくというふうなことを今重点的に進めておるところです。

具体的には町長の政務報告にもありましたような小地域、保険福祉活動、こういったもので、自主的なものを盛り上げていきたいというふうに思っております。ただこの事業については、今の時点では、当初こちらのほうが想定しているような実績は正直言って出ておりません。

こういったものをさらに力をいれていきたいというふうに思っております。介護予防事業としてこれを位置づけて実施しておるわけではございませんけども、そういったものを含めて広く介護予防の実績を上げていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議員（9 番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原 美智恵君。

○議員（9番 吉原 美智恵君） 介護予防事業以外に今言われたように小地域保健福祉活動事業というのをがんばるということでしたけれども、確かにプールとか3B体操はたくさん行かれています。で、そこに出られる方はわりかし元気なんです。それで今ですね、地域住民の交流の場づくりということで、今モデル事業として、ふれあい事業とかというところで地域のそういう交流の場づくりが進んでいるわけですが、そこを利用してですね、やはり今の転倒予防教室にしてもそういう支援事業にしましても、なかなかそこに出ていけない人のほうが、病気になりやすいというところがあると思うんです。

ですので、その今のふれあい事業とか、地域でするところの集会所とかそういうところには近いので、各種そういう健康教室に行かれない人も、でかけられるのではないかと思いますので、やはりそういうふうに課を超えてですね、本当に大山町の保健事業とか、こういう介護保険の保険料を上げないようにするための連携とかそういうことが必要ではないかと思っていますので、それについてやはり町長ともどもこれから大山町のこういう危機的経済情勢を打破するためにですね、今の福祉介護課と戦略室との連携とかそういうことを考えてみられてはどうかと思いますが。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 一般質問のような質問かなと思って感じましたけども、お話いただきましたように、ご指摘のとおりだと思っております。今もいろいろな地域で交流の場づくりも進めていただいておりますし、またまちづくりの地区会議のほうでもいろいろな取り組みを検討していただいております。

まちづくり会議のなかでも先ほどご指摘のあったような出前でのですね、いろいろな介護予防あるいは健康づくりの取り組み、やっていかいやというような話も出ているようでありますので、まあご指摘の提案の件について、今後しっかりと充実していくということが大切ではないかなと思っていますので、しっかりと承らせていただきたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 14 時 35 分といたします。休憩いたします。

午後 2 時 23 分 休憩

---

午後 2 時 35 分 再開

#### 日程第 51 議案第 54 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 51、議案第 54 号 平成 24 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5 番 野口 昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口 俊明君） 5 番 野口 昌作君。

○議員（5 番 野口 昌作君） 6 ページでございますけれども、6 ページでですね、元金が 142 万 8,000 円減額になって利子のほうが 3 万 9,000 円の増額になると。元金を減らしたらですね、利子も減るのが普通でないかなという具合に考えますが、このへんのちょっとご説明をいただきたいと思います。

○水道課長（野坂 友晴君） 議長、水道課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂水道課長。

○水道課長（野坂 友晴君） これは議員おっしゃられるのもまあ当然だと思いますが、年度当初に予定しておりました、あくまでも予算額の間であい差が出たということで、想定しておりましたよりも元金につきましては少なくすみ、利息につきましては多かったということでございますので、ご理解をいただくようお願いしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 52 議案第 55 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 52、議案第 55 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 55 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 53 議案第 56 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 53、議案第 56 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 56 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 54 議案第 57 号



○議長（野口 俊明君） これから日程第 54、議案第 57 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 55 議案第 58 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 55、議案第 58 号 平成 24 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5 番 野口 昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口 俊明君） 5 番 野口 昌作君。

○議員（5 番 野口 昌作君） 3 ページでですね、不動産売払収入が 2,980 万 5,000 円減額になったりしておりますけれども、最終的にこれは何区画売れたというような形になりましたか、教えていただきたいです。

○建設課長（池本 義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本 義親君） 売払収入につきましては、今年度ナスパルタウンが一区画、また大山口駅前団地が二区画でありました。で、ナスパルにつきましては、現在 34 区画残がある状態です。

○議員（5 番 野口 昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口 俊明君） 5 番 野口 昌作君。

○議員（5 番 野口 昌作君） ナスパルについては、では 6 区画ぐらい売れたということですか。

○議長（野口 俊明君） 今のあれは一区画が売れたということでありました。

○議員（5 番 野口 昌作君） はい、分かりました。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 58 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 56 議案第 59 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 56、議案第 59 号 平成 24 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 59 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、3 月 5 日に会議を開き、ただいま議決いたしました平成 24 年度補正予算以外の議案について質疑を行いますので、定刻午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

---

午後 2 時 42 分 散会